市民体育祭の参加者を募集します

◎問い合わせ
本庁生涯学習スポーツ課スポーツ振興係
（江刺総合支所・☎ 34-2498）

地域や職場の皆さんで自由にチームを編成して、ご参加ください。

■**対象**　市内に在住または勤務する 18 歳以上の人で編成する、地域、職場、団体などを単位としたチーム　※一部例外あり

■**申し込み方法**　市ホームページに掲載する参加申込書に必要事項を記入の上、申込書に記載の各種目別競技団体の申込先にファクス（ソフトバレーボールはメール）　※申し込み多数の場合は、参加を制限する場合あり

期　日	競技種目	会　場	競技団体	申込期限
５月 31 日㊎	ゲートボール	すぱーく胆沢屋内ゲートボール場	市ゲートボール協会	５月 17 日㊎
６月２日㊐	ソフトボール	水沢公園野球場	市ソフトボール協会	５月 24 日㊎
６月９日㊐	ソフトバレーボール	市総合体育館（Ｚアリーナ）	市バレーボール協会	６月５日㊌
６月 22 日㊏ 23 日㊐	グラウンド・ゴルフ	水沢公園陸上競技場	市グラウンド・ゴルフ連盟	
６月 24 日㊊	ラージボール卓球	水沢体育館	水沢ラージボール卓球連盟	６月 14 日㊎
６月 30 日㊐	ペタンク	水沢公園陸上競技場	市ペタンク協会	６月 25 日㊋
７月７日㊐	ソフトテニス	水沢公園テニスコート	市ソフトテニス協会	６月５日㊌
７月 28 日㊐	男子ビーチボール 女子ビーチボール	江刺西体育館	市ビーチボール協会	７月 19 日㊎
９月 22 日㊐	卓球	水沢体育館	市卓球協会	９月６日㊎

奥州市チャレンジデー 2019
５月 29 日㊌はみんなで体を動かそう

◎問い合わせ
本庁生涯学習スポーツ課スポーツ振興係（江刺総合支所･☎ 34-2498）

５月の最終水曜日に行われる住民参加型イベントとして奥州市チャレンジデーを今年も開催します。市内ではさまざまな協賛事業が行われます。体を動かすことは、心と体の健康につながります。みんなで楽しく参加しましょう。※昨年まで行っていた全市イベント「ふうせん送りでチャレンジ」は行いません

■協賛事業一覧

内　容	時　間	場　所	詳　細
剣道　特別稽古会	18:30 ～ 20:00	水沢武道館	定員 30 人、申し込み不要
ボクシング教室	19:00 ～ 20:30	水沢武道館	定員 20 人、申し込み不要、参加費 300 円
シャフルボード交流会　チーム戦３×３	9:00 ～ 12:00	水沢南地区センター体育館	定員 48 人、申込期限 5/22、申込先☎ 090-3981-5314（及川）
ターゲットバードゴルフ大会・デモンストレーション	13:00 ～ 16:00	水沢公園内	定員 20 人、申し込み不要、雨天中止
チャレンジカップ・パークゴルフ大会	9:00 ～ 13:00	ふれあいの丘公園パークゴルフ場	定員 100 人、申込期限 5/24、申込先〒 024-0064（神田）、コース使用料・用具代は参加者負担
トレーニングルーム無料開放（高校生以上）	9:00 ～ 21:00	市総合体育館（Ｚアリーナ）	屋内シューズ持参

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成します

◎問い合わせ・申請先
本庁都市計画課建築指導係
（江刺総合支所・☎ 34-1663）

昭和 56 年以前に建てられた住宅は現在の耐震基準に適合しておらず、地震が起きた際の被害が大きいと予想されています。耐震診断・耐震改修工事を行い、安全・安心な生活を送りましょう。

◎木造住宅の耐震診断（耐震診断士派遣事業）

建物が地震に対してどの程度の強さがあるかを、市の派遣する耐震診断士が診断します。

■**対象住宅**　次の全てに該当すること　①昭和 56 年５月 31 日以前に着工　②構造が木造在来軸組工法　③２階建て以下　④建築後、大規模な増築を行っていない　⑤専用住宅（店舗などを兼ねる場合は２分の１以上が住宅）

■**自己負担額**　1,000 円（経費 30,000 円のうち、29,000 円を国、県および市が助成）

■**必要書類**　①派遣申込書（要押印、市ホームページに掲載）　②建築確認証の写しまたは固定資産税課税明細書の写し　③建築時の図面（ある場合）

■**募集戸数**　20 戸

■**受付期間**　５月 28 日㊋～２年１月 31 日㊎

◎木造住宅の耐震改修工事

市の耐震診断士派遣事業で耐震診断を行った住宅の耐震改修工事に助成します。

■**対象工事**　評点値が 1.0 未満と診断された住宅を、評点値 1.0 以上とする耐震改修工事

■**助成額**　工事・設計・監理に要する費用の２分の１以内（上限 60 万円）

■**その他**　予算額に達した時点で終了。工事契約・着手前に申請が必要

■**受付期間**　５月 28 日㊋～ 12 月 20 日㊎

犬や猫を飼うときはマナーを守って

◎問い合わせ
奥州保健所環境衛生課（☎48-2423）
本庁生活環境課環境係（☎34-2340）

飼い主にとってはかわいい犬や猫でも、苦手な人やアレルギーがある人もいます。犬や猫を飼うときは、最低限のしつけと周囲への気配りが必要です。マナーを守り、犬や猫が幸せな一生を過ごせるように大切に飼いましょう。

犬を飼うときのマナー

◉散歩中にしたふんは必ず持ち帰りましょう

散歩に行くときはビニール袋などを持参して、飼い主が責任を持ってふんの始末をしてください

◉放し飼いはやめましょう

放し飼いは県の条例により禁止されています。放し飼いによって周囲の人を怖がらせたり、人に危害を加える恐れがあります

◉鑑札と最新の注射済票を付けましょう

鑑札と注射済票を犬に付けることは飼い主の義務です。万が一、犬が迷子になって保護された場合、鑑札などに記載されている番号から飼い主を見つけることができます

猫を飼うときのマナー

◉屋内で飼いましょう

放し飼いは、ふんやいたずらなどにより近隣住民とのトラブルを引き起こすことがあります。また、交通事故や感染症の危険があります

◉不妊・去勢手術をしましょう

子猫を望まない場合や適切な飼育ができない場合は、不妊・去勢手術を行い、むやみに猫を増やさないようにしましょう

◉野良猫への餌やりはやめましょう

餌を目的に猫が集まり、ふんやいたずらなどで地域に迷惑をかけます

◉最後まで飼育しましょう

動物を捨てることは法律で禁止されています。その命を終えるまで、適切に飼育しましょう